

特定二次標準器ごとの校正の期間の特例

規則第90条第1項の登録に係る区分	特例特定二次標準器	規則第93条で定める期間	特例期間
二 質量	標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲(以下「校正範囲」という。)が一ミリグラム以上二十キログラム以下のものうち、平成二十年三月一日から平成二十一年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	3年	4年
四 温度	白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度がマイナス百八十九度のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの	1年	2年6月
	貴金属熱電対であって、特定標準器による校正が行われる温度が千五百五十四度のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	1年	2年
六 角度	ロータリエンコーダのうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	2年	3年
八 速さ、質量流量及び流量	ISO型トロイダルスロート音速ノズルであって、校正範囲が〇・〇〇五グラム毎分以上二十キログラム毎分以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	5年	6年
九 加速度及び振動加速度レベル	レーザー干渉式振動測定装置であって、校正範囲が一ヘルツ以上五キロヘルツ以下のものうち、平成二十年三月一日から平成二十一年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの	3年	4年6月
十 電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって、直流又は周波数が主として一メガヘルツ以下のもの	誘導分圧器であって、周波数が一キロヘルツの場合において、校正範囲が十ボルトのもの又は周波数が五〇ヘルツ以上六〇ヘルツ以下の場合において、校正範囲が百ボルトのものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの	1年	2年6月

規則第90条第1項の登録に係る区分	特例特定二次標準器	規則第93条で定める期間	特例期間
十一 電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として一メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度	電圧測定装置であって、電圧が〇・五ボルトの場合において、校正範囲が十メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	1年	2年
	電力測定装置であって、線路が七ミリメートル同軸及び電力が一ミリワットの場合において、校正範囲が十メガヘルツ以上十八ギガヘルツ以下のもの又は線路が二・九ミリメートル同軸及び電力が一ミリワットの場合において、校正範囲が十メガヘルツ以上四十ギガヘルツ以下のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	1年	2年
	固定長エレメント型のダイポールアンテナであって、周波数が三十メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下のものうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	2年	3年
十二 密度、濃度、比重及び屈折度	シリコン単結晶であって、校正範囲が二千三百二十キログラム毎立方メートル以上二千三百四十キログラム毎立方メートル以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの	5年	6年6月
十三 力	実荷重式、こうかん式又は油圧式力基準機であって、校正範囲が圧縮力にあつては十ニュートン以上十メガニュートン以下のもの、引張力にあつては、十ニュートン以上一メガニュートン以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの	5年	6年6月
十九 音響パワー及び音圧レベル	I型標準マイクロホンであって、校正周波数範囲が二十ヘルツ以上一万二千五百ヘルツ以下のものうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	2年	3年

規則第90条第1項の登録に係る区分	特例特定二次標準器	規則第93条で定める期間	特例期間
二十一 中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度	照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用のガンマ線用電離箱式照射線量計であって、ガンマ線源の核種がセシウム百三十七の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が百ナノクーロン毎キログラム以上〇・一クーロン毎キログラム以下のもの及びコバルト六十の場合において、校正範囲が照射線量における放射線の量が百ナノクーロン毎キログラム以上五クーロン毎キログラム以下のものうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	2年	3年
二十二 硬さ	ロックウエル硬さ標準片であって、校正範囲が二十HRC以上六十五HRC以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	5年	6年
二十四 湿度	露点計であって、校正範囲が露点で摂氏マイナス七十度以上八十五度以下のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの	1年	2年6月